

議案第 2 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 6 月 1 日提出

君津市長職務代理者

君津市副市長 石 井 清 孝

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第21条の2第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(6) 省略</p> <p>(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項<u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u>の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第21条の2 省略</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>3～4 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(6) 省略</p> <p>(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項_____の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第21条の2 省略</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>_____ (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>3～4 省略</p>